

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

## 付属合意書 N° 2

2013年9月7日に、東京都（以下「開催都市」という。）、日本オリンピック委員会（以下「NOC」という。）及び国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）により締結された2020年第32回オリンピック競技大会に関する開催都市契約（以下「HCC 2020」という。）に関する付属合意書 No.2

### 前文:

2013年9月7日にブエノスアイレスにて開催された第125回IOC総会において第32回オリンピック競技大会の開催都市に東京が選定された後、開催都市、NOC及びIOCは、同日、HCC 2020を締結した。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、2014年8月6日に開催都市、NOC、IOC及び組織委員会（以下これらを総称して「本契約当事者」という。）の間で締結された併合契約（以下「Joinder Agreement」という。）に規定された条項に従って、HCC 2020を忠実に遵守するとともに、HCC2020の完全なる当事者となった。

本契約当事者は、2017年5月4日に、開催都市契約大会運営要件2015の適用に関するHCC 2020の付属合意書 No.1を締結した。

2014年12月8日及び9日にモナコにて開催された第127回IOC総会において満場一致で可決されたオリンピックアジェンダ2020（以下「AGENDA 2020」という。）の推奨事項1.6の記載は以下のとおりである：

#### 推奨事項 1

##### 招待としての招致プロセスの成形

6. IOCは開催都市契約を公にする。

AGENDA 2020の推奨事項1.6に規定された推奨事項を踏まえて、本契約当事者はHCC 2020のセクション85に規定された秘密保持条項を修正する旨の合意に達した。

よって、本契約当事者はHCC 2020のセクション85を以下のとおり修正することに合意する：

現在の規定は削除され、以下の新たな規定に改訂される。

現在の規定は以下のとおり。

**85. 秘密保持** 本契約の各当事者は、開示が財務的、法的、または政府の手続きのために必要である場合と範囲を除き、本契約および本契約の交渉、締結および履行に関連して一方の当事者が他方の当事者から提供された機密データおよび情報すべての秘密を守ることに同意する。開催都市、NOCおよびOCOGはそれぞれ、本契約の条件を、本契約に基づく権利を履行するため、関連会社、ライセンサー、サプライヤー、請負人、またはその他の者に対し、知る必要があるものに限って、限定的に開示する権利を有する。但し、そうした情報開示対象となる個人または団体はこの秘密保持条項の遵守に書面で同意するものとする。IOCは、(i) 開催都市、NOCおよびOCOGと同等の開示権、(ii) IOCのスタッフおよびアドバイザー、その他の組織委員会、IOCテレビ・アンド・マーケティング・サービス SA、OBO、オリンピック博物館、他の開催都市およびそれぞれのスタッフおよびアドバイザーに本契約の条件を開示し、または本契約のコピーを提供する権利、ならびに(iii) 本契約の権利の行使や本契約に基づく履行に関連してIOCが必要または望ましいとみなすあらゆる個人または団体に本契約の条件を開示する権利を有する。ただし、そうした開示対象となる個人または団体はすべて（オリンピック・ファミリーのメンバーおよび当該情報の機密扱いを求められる内部方針または職業上の義務の対象となるスタッフまたはアドバイザーを除く）、この秘密保持条項の遵守に書面で同意するものとする。

上記の現在の規定は削除され、以下の新たな規定に改訂する。

**85. 秘密保持** 本契約の各当事者は、以下の条件に基づき、本契約の交渉、締結及び履行に関して他の当事者から提供された、如何なるデータ、文書及び情報の秘密を保持するものとする。

- a. 本契約の各当事者は、次に掲げる文書を公に開示する権利を有する。本開催都市契約（明確化のために述べると、本開催都市契約中において言及されている他の文書は含まれない。）、**Joinder Agreement**、開催都市契約大会運営要件（2015年9月版及び本開催都市契約セクション 6 に基づき本開催都市契約の当事者間で適用され得る将来の版も含む。）、本開催都市契約の付属合意書 No.1（添付文書 1 を含む）、本開催都市契約の付属合意書 No.2 及び本契約当事者間で締結される将来の本開催都市契約の付属合意書。
- b. 本契約の各当事者は、本開催都市契約で言及されている又は関連する如何なるデータ、文書及び情報を、以下の条件で開示する権利を有する：
  - i. かかる開示が、法的又は政府の手続きのために必要となる範囲で、かつ、
  - ii. 他の当事者に対して、書面で、適時に、当該開示予定を通知し、該当する法的又は行政手続に関する詳細を提供した後に、開示を行うこと。
- c. 本契約の各当事者は、本開催都市契約中に定められた各々の権利を行使するために必要な場合で、かつ開示先のあらゆる個人又は団体が本秘密保持条項を遵守することを書面で同意することを条件として、その関連会社、ライセンサー、サプライヤー、請負人又はその他の者のうち知る必要のある者に対して、本開催都市契約で言及されている又は関連する如何なるデータ、文書及び情報を、限定的に開示する権利を有する。

本契約当事者は、本付属合意書 No.2 において本契約当事者間で明示的に合意されている修正事項を除き、HCC 2020、付属合意書 No.1 及び **Joinder Agreement** は、変更なく全面的に引き続き適用されることに合意する。

**[署名は次頁に続く]**

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

日本オリンピック委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

東京都

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

国際オリンピック委員会

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_